

12月3日の「戒厳」後における法的手続及び政府の政策対応

2024年12月5日（木）

I. 12月3日の「戒厳」

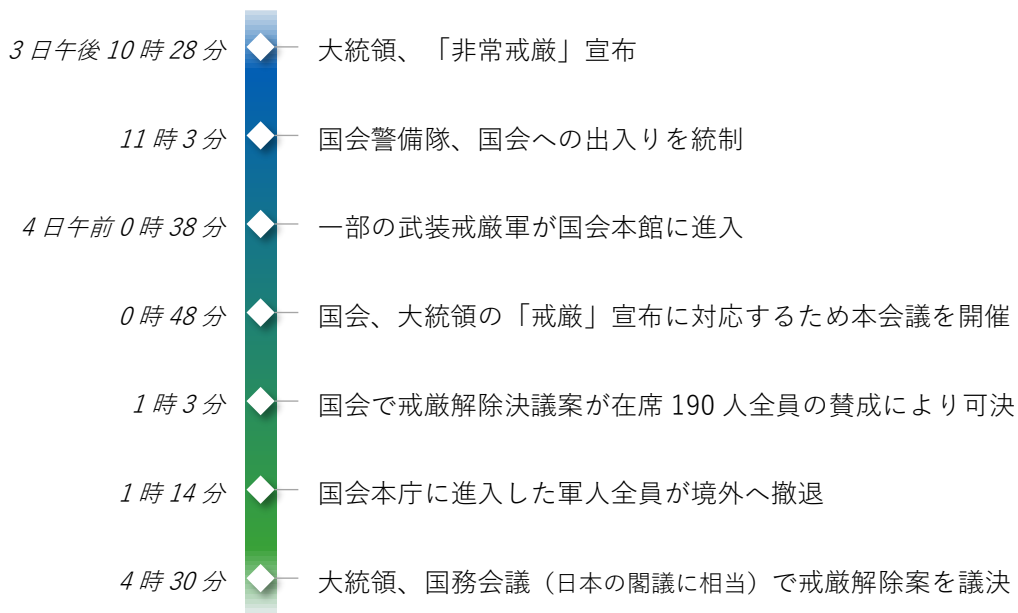
戒厳 (Martial Law)

- 大統領が戦時・事変やこれに準ずる国家の非常事態において、兵力をもって、軍事上の必要に応じ、または公共の安寧秩序を保つ必要があるときに、法律（戒厳法）の定めに基づき宣布する命令

【憲法第77条】

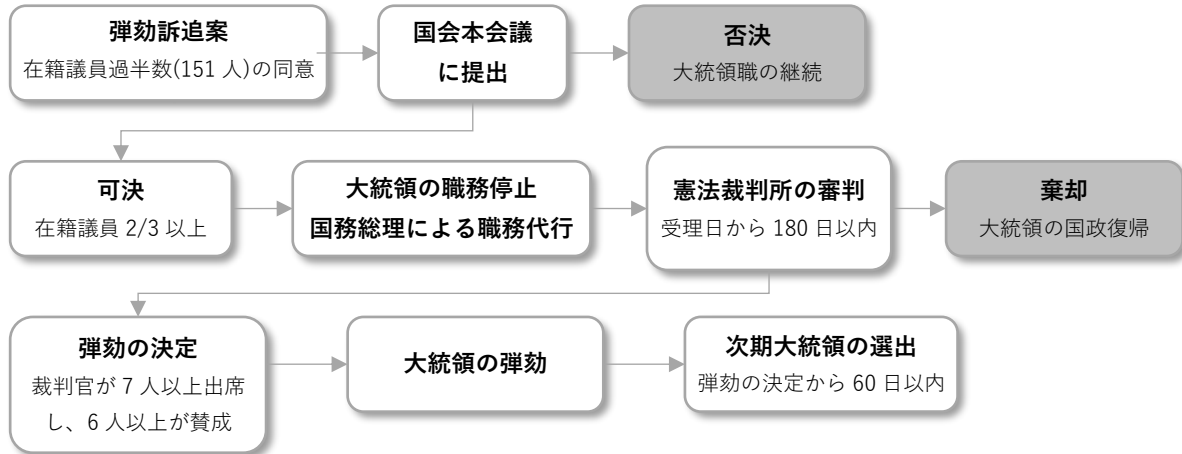
- 大韓民国の憲政史において、12月3日の「戒厳」を含め計17回（非常戒厳13回）宣布

<12月3日の「戒厳」>



II. 12月4日、弾劾訴追を発議

1. 弾劾訴追手続



2. 弾劾訴追の経過

12月4日	野党6党、尹大統領の弾劾訴追案を国会に提出
12月5日	0時48分、国会本会議での報告完了
12月6日	0時48分から採決可能（12月7日午後7時前後の採決予想） ※本会議での報告から24時間後、72時間以内に採決しなければならない。
今後の手続	在籍議員300議席の2/3（200議席）の賛成により弾劾訴追案可決 - 野党192人（国会議長を含む）は賛成するとみられ、与党108人中8人が賛成した場合、弾劾訴追案は可決される（12月4日の戒厳解除の採決では与党議員18人が賛成）

III. 採決後のシナリオ

否決された場合

○ 大統領職の継続

- 野党は12月10日の定時国会終了後に臨時国会を開き、弾劾訴追案を再提出する予定（一会期内において、否決された案件と同一の案件を再提出することはできない）

可決された場合

○ 大統領の権限停止、国務総理による職務代行

- 今後、大統領の権限代行の第一順位である国務総理が政策において臨時の司令塔となることから、経済・産業の政策など、ビジネスには大きな影響はないものとみられる。
- 憲法裁判所における弾劾審判
- 7人以上の裁判官が出席し、6人以上が賛成した場合、弾劾が決定
- 現在、憲法裁判所の裁判官の定足数9人のうち、国会が推薦して任命される3人が空席のため「6人体制」であり、今後の手続に影響を及ぼす可能性がある。
- 憲法裁判所で弾劾が認容された場合、大統領は弾劾され、60日以内に次期大統領を選出

IV. 政府当局の「非常戒厳」対応

○ ボラティリティの最小化など金融・外国為替市場の安定に注力

- (金融委員会) 12月4日、「金融状況点検会議」開催
⇒ 金融市場のボラティリティ拡大を防止するための措置を取ると表明
- (韓国銀行) 12月4日、「金融通貨委員会」開催
⇒ 12月4日から非定例のRP (レポ) 買い入れをはじめとする市場への短期的資金供給、外貨RPなどにより為替レートの変動を防ぐと予告
- (企画財政部、韓国銀行、金融委員会、金融監督院) 12月5日、「緊急経済/金融懸案懇談会」開催
 - 1) 「経済・金融状況点検タスクフォース」を立ち上げ、24時間モニタリングを強化、必要に応じて市場の安定を図るため速やかに措置を講じる。
 - 2) 「証券市場安定ファンド」(証券市場の安定を図るために金融当局が金融機関などから基金の拠出を受けて造成するファンド) (最大10兆ウォン) の用意、「債券市場安定ファンド」及び社債・CPの買い入れを継続
 - 3) 韓国銀行による市場への無制限の資金供給 (RPの買い入れなど)、必要に応じて国債の買い入れ、外貨RPの買い入れなど

○ 現在までの影響

- 最近の情勢が金融・外国為替市場に及ぼす影響は、現時点では限定的と評価
- 序盤のボラティリティ拡大後、市場安定措置が発表された後は概ね安定

■ 当事務所では、最近の韓国の政治・経済情勢の変化に伴う市場や国内外の政策の変化を注視しつつ、国内外の投資家に対する潜在的なリスクを洗い出し、最善の対応策や戦略を提案しています。

CONTACT



李承範
(イ・スンボン)

+82-2-528-5091
seungbumlee@yulchon.com



崔溶桓
(チェ・ヨンファン)

+82-2-528-5709
ywchoi@yulchon.com



李政祐
(リ・ジョンウ)

+82-2-528-5962
jungwoolee@yulchon.com



魏春載
(ウィ・チュンジェ)

+82-2-528-5973
cjwee@yulchon.com



吳泳錫
(オ・ヨンソク)

+82-2-528-5214
ysoh@yulchon.com